

入札公告〔設計・コンサルティング業務〕

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月7日

国立大学法人山梨大学

国立大学法人山梨大学

学長 島田 眞 路

1 業務概要等

- (1) 業務名 山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務
- (2) 業務場所 山梨県中央市下河東1110 (山梨大学下河東団地構内)
- (3) 業務内容 地盤調査
- (4) 履行期限 平成29年2月28日(火)まで
- (5) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における平成27・28年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「地質調査」(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成13年度以降に、元請として調査が完了した、下記3項目を満たす地盤調査を実施した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 1. 地震動の波形作成(告示版【平12建告第1461号】)
 2. 速度検層(PS検層)
 3. 常時微動測定
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。
 - ①地質調査技士の資格を有する者であること。
 - ②平成13年度以降に、上記2(4)に掲げる業務の経験を有する者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く[入札説明書参照]。)
- (8) 山梨県若しくは隣接する都県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ
電話 055-273-9316
FAX 055-273-6799
- (2) 入札説明書及び図面等の交付期間、場所及び方法
平成28年10月7日(金)から平成28年10月17日(月)
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ
電話 055-273-9316

入札説明書・図面等については、山梨大学HP <http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429> からダウンロードすること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成28年10月7日(金)から平成28年10月17日(月)17時00分まで。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記3(1)に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。期間内必着。)することができる。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法

入札書は平成28年11月1日(火)9時00分から平成28年11月1日(火)16時00分までに電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)に持参すること(郵送等による提出は認めない。)

開札は、平成28年11月2日(水)10時00分国立大学法人山梨大学施設・環境部施設企画課事務室(医学部キャンパス管理棟3階)で行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 納付 (有価証券等の提出又は銀行、国立大学法人山梨大学財務管理部長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、山梨大学契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者の内、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務

平成28年10月7日

国立大学法人山梨大学

入札説明書

山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務に係る入札公告(設計・コンサルティング業務)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成28年10月7日

2 発 注 者 国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路

3 業 務 概 要

(1) 業 務 名 山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務

(2) 業 務 内 容 地盤調査

(3) 履 行 期 限 平成29年2月28日(火)まで

(4) 本業務においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<http://portal.ebid.mext.go.jp/top>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。

なお、紙入札の申請に関しては、国立大学法人山梨大学学長(以下「学長」という。)宛てに「紙入札承諾願」を提出し、承諾を得ること。※「紙入札承諾願」(別記様式1)は、下記5に提出すること。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

(2) 文部科学省における平成27・28年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「地質調査」(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有する者であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成13年度以降に、元請として調査が完了した、下記3項目を満たす地盤調査を実施した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

1. 地震動の波形作成(告示版【平12建告第1461号】)

2. 速度検層(PS検層)

3. 常時微動測定

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

① 地質調査技士の資格を有する者であること。

② 平成13年度以降に、上記4(4)に掲げる業務の経験を有する者であること。

③ 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。その旨を明示することができる資料として、健康保険被保険者証の写し又は健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

※当該確認書類により難しい場合は、これに準ずる書類を添付すること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものでないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 山梨県若しくは隣接する都県に本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部局

〒409-3898 山梨県中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電話 055-273-9316

FAX 055-273-6799

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：平成28年10月7日(金)から平成28年10月17日(月)(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の17時00分まで。

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。

(2) 紙により申請書を提出する場合には、別記様式2により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種業務の実績及び②の配置予定技術者の同種業務の経験については、平成13年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了しているものに限り記載すること。

① 業務実績(実績証明の説明書を添付すること(別紙参考のとおり))

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別記様式3に記載すること。記載する同種業務の実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を別記様式4に記載すること。記載する同種業務の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することもできる。

③ 契約書等の写し

①及び②の同種業務の実績として記載した業務に係る契約書等(契約書及び記載した業務の内容が判断できる仕様書等の資料)の写しを提出すること。

なお、業務実績に係る契約書等(写し)の提出のほか、直近の1事業年度の法人税納税証明書(未納の税額がないことの証明。写し可。)も併せて提出すること。

④ ②の配置予定技術者の資格証の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング
実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成28年10月24日(月)までに電子入札システム(紙により申請した場合は紙)により通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求められることができる。

① 提出期限：平成28年10月31日(月)17時00分まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。

(2) 学長は、説明を求められたときは、平成28年11月8日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：平成28年10月7日(金)から平成28年10月26日(水)まで。

持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり、本学HP入札情報(<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>)において閲覧に供する。

① 期 間：平成28年10月28日(金)から平成28年11月1日(火)の9時00分から17時00分まで

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入 札 日 時：平成28年11月1日(火)9時00分から平成28年11月1日(火)16時00分まで

(2) 入 札 場 所：上記5に同じ。

(3) 開 札 日 時：平成28年11月2日(水) 10時00分

(4) 開 札 場 所：上記5に同じ。

(5) そ の 他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 学長の承諾を得て紙入札とする場合は、次に掲げる事項を記載した別紙①の入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記入の上、『平成28年11月2日開札【件名 山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務】の入札書在中』と朱書きしなければならない。

また、下記12の業務費内訳書の提出に際しても、表封筒に【山梨大学(医病)病棟Ⅱ期用地地盤調査業務入札書並びに業務費内訳書 在中】と記載し、別封件名朱書き封緘の入札書とを封入し、表封筒にも封緘して提出するものとする。

(ア) 業務名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)

(エ) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(5) 学長の承諾を得て紙入札とする場合に、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 学長の承諾を得て紙入札とする場合は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(7) 入札の無効(学長の承諾を得て紙入札とする場合等)

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 業務名及び入札金額のないもの

③ 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

⑤ 業務名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印のおしてないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ 入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(8) 入札の延期等

競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行できない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(9) 代理人による入札

① 学長の承諾を得て紙入札とし、代理人が入札する場合は、入札時までに委任状を提出しなければならない。

(参考:別紙②-1又は②-2)

② 競争参加者等は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができない。

11 実施上の留意事項

- (1) 競争参加資格を認められたものは、提出した資料に基づき入札を行い、実施するものとする。
- (2) 受注者の責により、入札にかかる要求要件を厳守できない場合は再度の実施を行うものとする。また、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額するものとする。加えて必要に応じて損害賠償要求等を行うことがある。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。(有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人山梨大学財務管理部長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)

13 業務費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書(電子入札システムで提出する場合を除き、押印並びに記名を要す。)の提出を要し、提出された業務費内訳書について、学長(補助者を含む。)から説明を求めることがある。
- (2) 業務費内訳書の様式は自由であるが、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、業務費内訳書には鑑を添付し、商号又は名称並びに住所及び業務名を記載すること。
- (3) 入札の際、業務費内訳書が未提出であるとき又は提出された業務費内訳書に未記入等不備があるときは、当該業務費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある。
- (4) 提出された業務費内訳書は必要に応じ、公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 提出された業務費内訳書が別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とすることがある。
- (6) 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、業務費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。
1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。
- (2) 紙による入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 紙による入札参加者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記10(9)①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、さらに委任状を提出しなければならない。

(参考:別紙②-3)

- (4) 紙による入札参加者は、学長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (5) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、山梨大学契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 学長は、落札者を決定したときは、その日の翌日から、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、希望者に対して閲覧により公表する。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

17 契約書作成の要否等

- (1) 別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から10日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

請負代金は、請求に基づき受注者からの適法な請求に基づき1回に支払うものとする。

19 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：平成28年11月9日(水)から平成28年11月17日(木)まで
当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時00分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

21 保険

受注者は、請負業者賠償責任保険契約をするものとする。

22 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

別表

業務費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより業務費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の業務の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

地盤調査請負契約書（案）

業 務 名 山梨大学（医病）病棟Ⅱ期用地地盤調査業務

請負代金額 金 円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円也）

上記消費税及び地方消費税の額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人山梨大学
学 長 島 田 眞 路 と

受注者

との間において、上記の業務について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、設計図書に基づいて、業務を完了する。
- 第2条 業務は、山梨県中央市下河東1110（山梨大学下河東団地構内）において履行する。
- 第3条 履行期限は、平成 年 月 日から平成28年2月28日までとする。
- 第4条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第5条 受注者は、請負業務について請負業者賠償責任保険契約を締結するものとする。
- 第6条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき1回に支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。
- 第8条 完了通知書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。
- 第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第10条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の国立大学法人山梨大学における設計・監理等業務に係る委託契約要項によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目4-37
国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路

受注者